

岡崎市地域公共交通網形成計画の策定スケジュールの変更について

1 地域公共交通網形成計画の策定について

平成 26 年 11 月の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正により、地域にとって望ましい公共交通のすがたを明確にするマスタープランとして、地域公共交通網形成計画が策定できるようになりました。本市では、交通に関するマスタープランとして「岡崎市総合交通政策」を市独自に策定していますが、総合交通政策の公共交通に関する施策を推進するために地域公共交通の活性化再生法に基づく地域公共交通網形成計画を策定することとし、本年度より検討を進めてきました。

地域公共交通活性化再生法の改正のポイント

- ① 地方公共団体が中心
- ② まちづくりとの連携
- ③ 面的な公共交通ネットワークの再構築

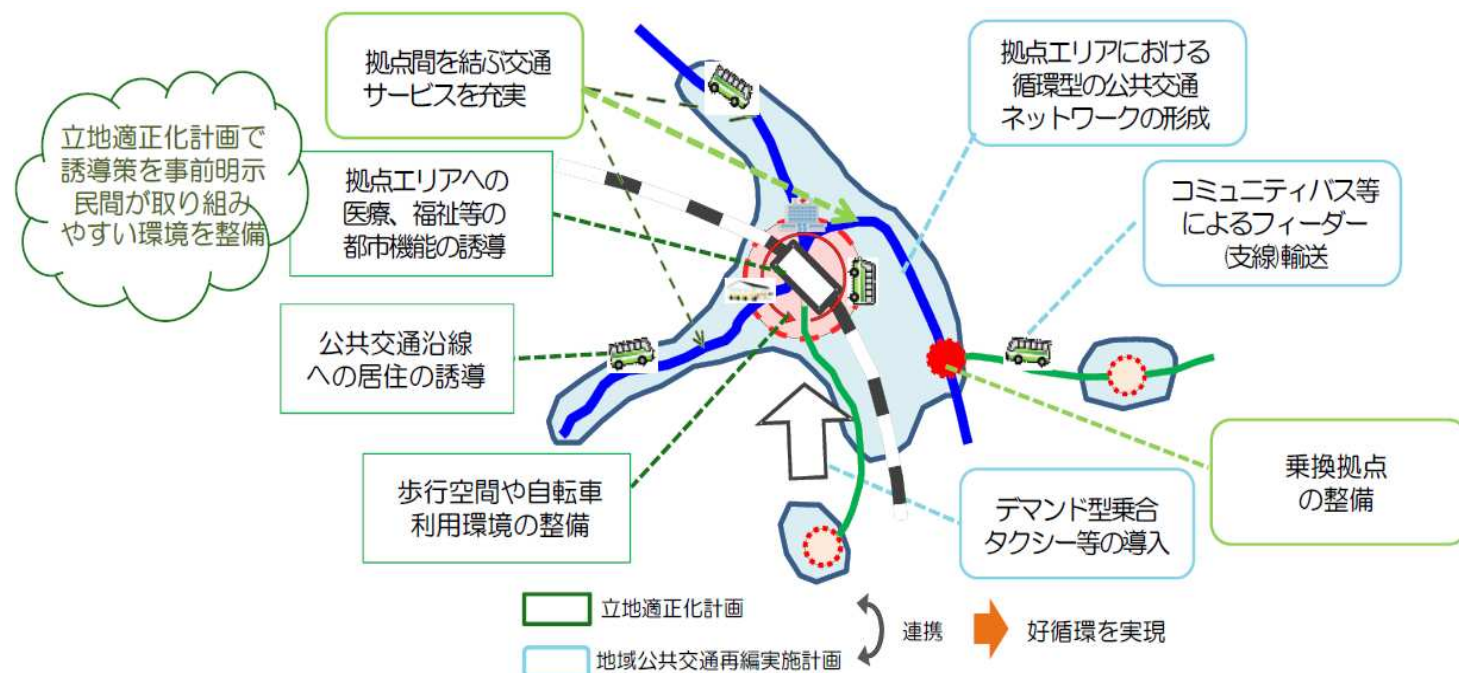


これを踏まえ地域公共交通網形成計画に新たに次の事項を追加
 「コンパクトシティの実現に向けたまちづくりとの連携」
 「地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築」

2 計画策定におけるまちづくり施策との連携

国では、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』の考えで行政と住民や民間事業者が一体となりコンパクトなまちづくりを進めるため都市再生特別措置法を改正しています。

この法の改正に伴いコンパクトなまちづくりを進めるマスタープランとして「立地適正化計画」を策定することができ、本市でも検討を進める予定です。地域公共交通網形成計画は、立地的成果計画などの土地利用計画や、まちづくり計画と連携して作成する必要があります。



3 岡崎の総合交通政策

高齢社会の進展や、中心市街地の衰退、マイカー社会の進行などの社会問題へ対応するため、自動車に過度に依存した交通体系から、地域の交通事情を踏まえ、公共交通が便利で使いやすく、歩行者や自転車が安全に安心して移動でき、自動車を加えたそれぞれの交通手段が連携した交通体系への転換をめざして、交通施策について体系的に取りまとめた「**岡崎市総合交通政策**」を策定し、平成 25 年度を計画年次として取り組みを推進してまいりました。具体的には、主に鉄道及びバスによる公共交通ネットワーク網の整備、交通結節点から郊外部や中山間地域へ伸びる地域内交通等の整備、バス路線の維持確保、バス停のベンチ・上屋整備などバス利用環境の整備などを位置づけました。

同時に、岡崎市総合交通政策の施策のうち、**公共交通の活性化及び再生に必要な施策を推進**するために「**岡崎市地域公共交通総合連携計画**」を策定し、国の支援を受けながら額田地域の乗合タクシーの導入など地域内交通の整備や、交通事業者との連携によるバスロケーションシステムやバス停上屋の整備などバス利用環境の改善施策など様々な取り組みを推進してきました。総合連携計画の計画年度は平成 22 年度でしたが、平成 22 年度末に事業の進捗を評価し、未達成の事項を継続して対応するため、引き続き取り組みを進めております。

昨年度、総合交通政策や総合連携計画の事業を評価し、前総合政策の公共交通ネットワークの確保・維持など基本的なコンセプトを継続するとともに、まちづくりや観光などとの連携を図るという新しい視点も加えて今年度に「**岡崎市総合交通政策**」を改定し、現在も施策を推進しています。

公共交通ネットワークのイメージ

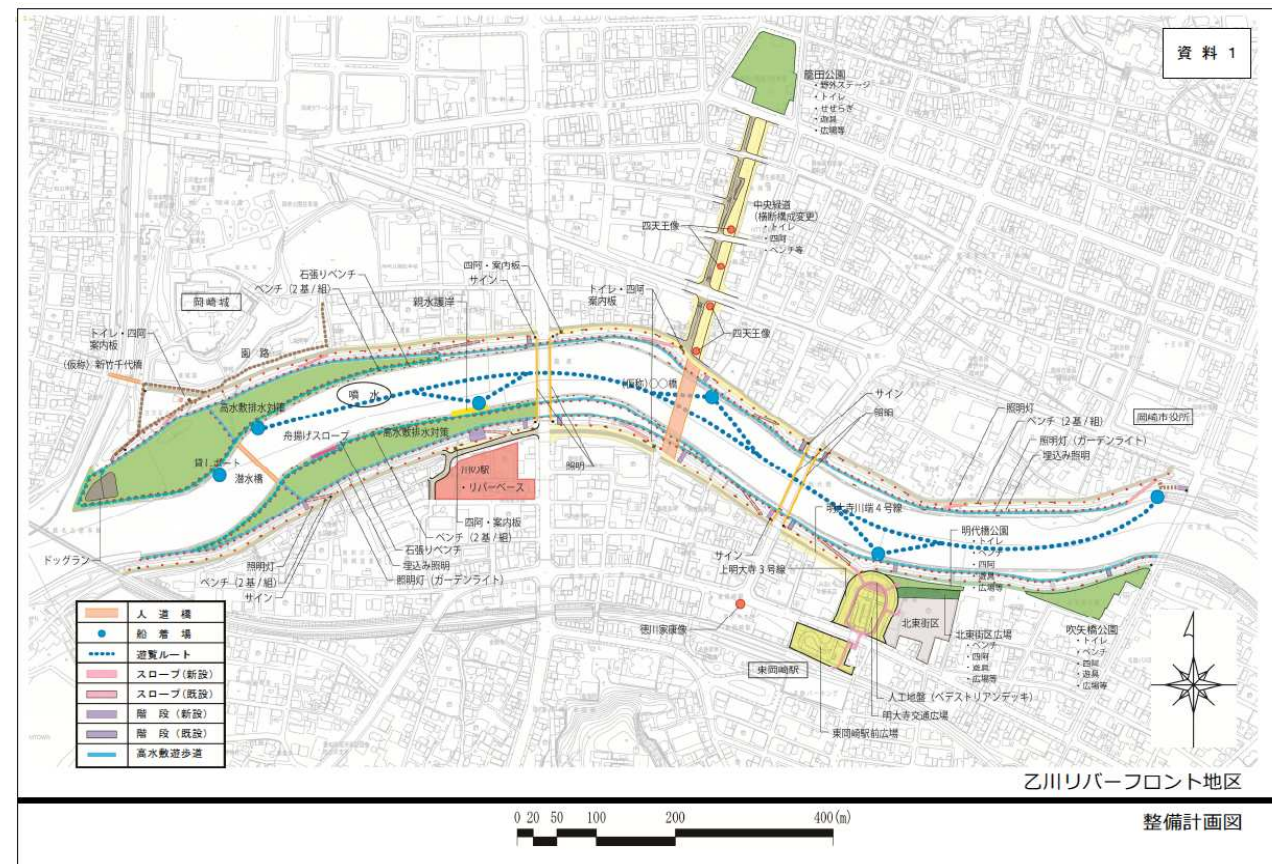


4 岡崎市の新たなまちづくり

康生地区から東岡崎駅周辺地区にかけては、岡崎の魅力ある景観を醸し出す矢作川や乙川などの水辺空間を活用した新しいまちづくりとしてリバーフロント地区整備計画を推進しています。また、総合交通政策にも位置づけられた交通結節点である東岡崎駅の整備も進んでいます。

JR岡崎駅周辺地区においては、土地区画整理事業による都市開発が進んでおり将来的な定住人口の増加が想定されるとともに、大学病院の建設なども予定されており、新たな拠点エリアになる都市機能の整備が進んでいきます。

リバーフロント地区整備計画



5 地域公共交通網形成計画のスケジュール見直しについて

本市では、平成20年度に岡崎市総合交通政策を策定し、鉄道駅型及びバス停型交通結節点を結んだバス基幹軸と、交通結節点と地域を結ぶ地域内交通の整備により公共交通ネットワークの整備を進めてきました。これは、コンパクトシティ・プラス・ネットワークが目指す公共交通整備の方向性と整合していると考えています。

今後、リバーフロント地区整備計画をはじめとする魅力ある新たなまちづくりや都市開発の進展による新たな公共交通需要へ対応するとともに、人口減少社会を想定した長期的な視点で検討を進める「立地適正化計画」の土地利用計画とも整合を図る必要があります。

市民にとっては今まで以上に使いやすく持続可能な公共交通ネットワーク計画となるように、現在

の公共交通ネットワークの考え方をベースにしつつ、まちづくりや立地適性化計画などの新たな要素を加えて協議をするため、「公共交通網形成計画」の策定年度を、平成27年度以降へと見直します。

6 協議・策定等スケジュールの変更

